消防署からのお知らせ

運動中の怪我に注意



暖かくなり運動する機会が増えることで、運動中の 怪我等によって救急搬送されるケースが多くなってき ます。

怪我を予防するために、運動前の体調確認、服装や 運動環境の点検をしましょう。

いつも以上に無理をすると、ちょっとした不注意が 怪我につながります。

軽い運動の場合でもこまめな水分補給を 徹底するほか、疲労の蓄積による体調の変 化には十分に気を配りましょう。

雷気火災に注意しよう

電気は日常生活で必要不可欠なものですが、使用方 法の誤りや、使用環境によっては火災が発生すること もあります。次の点をチェックしましょう。

- ◆コンセントやプラグにほこりがたまらないように、 こまめに掃除しよう
- ◆家具等でコードを踏みつけないようにしよう
- ◆コードは束ねず使用しよう
- ◆テーブルタップを使用するときは、 消費電力の許容量を確認しよう



問郡山消防本部 ☎024-923-8171

KFB・東邦銀行 第 22 回「ふくしまふるさと CM 大賞」作品募集

市は、福島放送が主催する「ふくしまふるさと CM ③作品の PR 動画 大賞」に出品する 15 秒の CM を募集します。アマチ ュアの作品はもちろん、ビデオ制作に興味のある愛好会 や、学校の放送部などによる共同制作の作品も応募可能 ですので、ぜひ応募ください。

●内容

市の魅力(観光・自然・風景・芸術文化・人など)、 元気や活力を伝えるオリジナルCMの作成

- ●募集点数 1作品
- ●申込期限 5月25日(木)
- ●作品提出期限 6月30日(金)
- ●応募方法
- ・提出いただくもの
- ①申込書(総務部企画調整課、各行政局に備え付け、ま たは市 HP からダウンロード)
- ②作品

・提出方法

持参または郵送で総務部企画調整課へ提出してくだ

・応募作品は、1団体または1個人につき1点までと します。

●参加条件

- ・特定商品の PR はいたしかねます。
- ・音楽を使用する場合は、「田村市市民の歌」または 著作権フリーのものを使用ください。
- ・応募された作品の著作権は制作者、市、福島放送の 三者に帰属し、放送に関する著作権は福島放送とな ります。出品した作品は、福島放送などで放送され ます。なお、市の代表作品には、報奨 (3万円相当)をお渡しします。
- 問·**申**総務部 企画調整課 ☎ 61-7615

手記奉仕員養成講座の受講者募集

「手話講習会(手話奉仕員養成講座-入門課程-)」 の受講者を募集します。耳の聞こえない方の生活な どの知識を身に付けるとともに、日常会話に必要な 手話表現などの技術を学びます。楽しく手話を覚え てコミュニケーションの幅を広げてみませんか。皆 様の受講をお待ちしております。

●期間

6月6日~10月17日(全19回) 毎週火曜日 午後7時~午後9時

- ●場所 田村市役所 多目的ホール
- ●受講料

無料 (テキスト代 3,300 円は自己負担となります。)

●対象者

市民もしくは市内に通勤・通学している 16 歳以 上 (高校生を含む) で手話に興味のある方

【申し込み方法】

窓口、電話、FAX、メールのいずれか ①氏名 ②住所 ③電話番号をご連絡ください。 申込期限 5月19日(金)まで

問·申保健福祉部 社会福祉課 ☎81-2273

FAX: 82-6003

メール: fukushi@city.tamura.lg.jp

~田村市消費生活センターからのお知らせ~

定期購入トラブルにご注意ください!

通信販売で「お試し特別価格」の広告を見て、1回だけのお試しのつもりで健康食品を注文したところ「特別割 引クーポン」を利用したコース変更になり、定期購入になってしまった、というトラブルが増えています。

注文直後に表示される「特別割引クーポン」を利用したり、おまとめコースに変更したりすると、契約内容が変 わってしまうことがあります。注文する際は、次のことに注意しましょう。

- ・割引クーポンやコース内容について確認しましょう。
- ・注文前に、解約や返品の条件をしっかり確認しましょう。
- ・注文画面の内容を必ず確認し、スクリーンショットを撮るなどして、証拠を残しましょう。 困ったときは、市消費生活センターへご相談ください。
- 間市消費生活センター ☎61-5009

②◎●◎◎◎ 田村地方基幹相談支援センターだより ②◎●◎◎◎

『障害者差別解消法』とは…

障害とは、病気やけがなど何らかの原因により日常生活や社会生活において制限を受ける状態のことを言いま す。通路の大きな段差や音声だけの講演会など多くの方にとっては何気ないことでも、重いすを利用する方や耳 が聞こえない方にとっては大きな問題です。

「障害者差別解消法」は、平成28年に施行された法律で、障害のある方の人権が障害のない方と同様に保障 されるとともに、社会生活でも障害の有無に関わらず参加できるよう障害の特性や困りごとに合わせて可能な限 り配慮するよう行政や学校、企業などの事業者に求めています。この法律に関することや障害者差別について気 になることがありましたら基幹相談支援センター 261-5056 までお気軽にご連絡下さい。

「つどいの広場 | ~同じ悩みを語り合い、互いに支え合う場~

基幹相談支援センターは、悩みのある人やその家族 が安心して相談できる場所として「つどいの広場」を 開催しています。参加料は無料ですので、ぜひご参加 ください。

- ●日時 毎週月曜日 午前 10 時~正午
- ●場所 田村地方基幹相談支援センター
- ●対象者 田村市・三春町・小野町在住の方
- 間・■田村地方基幹相談支援センター ☎61-5056

『『話教室』参加者募集

手話の普及啓発と障害を持つ方への理解促進を図る ため、学校や職場等に訪問し、講座を開催しています。 初めて手話に接する方にも分かりやすい内容です。

●対象者

市内の団体等が開催する集会で参加者が5人以上 のもの

- ·保育所、幼稚園、小中学校、高等学校等
- · 医療機関、各種福祉施設

- 一般企業
- · 行政機関
- 町内会等の地域活動団体
- ●受講料 無料
- ●時間 2時間程度
- ●申し込み方法
- 社会福祉課にお問い合わせください。
- 問·甲保健福祉部 社会福祉課 ☎81-2273

34

35 Tamura May.2023